

(平成29年6月定例会 一般質問)

◆三宅和広議員

障がい理由とする差別の解消を推進するための条例の制定についてお伺いします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成25年に制定され、昨年4月から施行されています。この障害者差別解消法は、第1条で目的を規定しています。長い文章でございますけれども、あえて読ませていただきたいと思います。

「第1条、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」と規定しています。

法律の条文は長々と書いていますが、要約すれば、障がいの有無にかかわらず、誰もが幸せに暮らせる社会を実現するために制定するものだと言えます。

さて、この障害者差別解消法は、第3条で、「国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。」と規定しています。

これを受け、山形県では、障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例を制定し、昨年4月から施行しています。また、山形市では、障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例を制定し、ことし4月から施行しています。

ほかにも、八王子市、松江市、別府市、仙台市、新潟市など多くの自治体が障がい理由とする差別解消を推進するための条例を制定しています。

この中の山形市の条例の内容を御紹介したいと思います。山形市の条例は13の条文から構成され、その中身は、「条例の目的」「用語の定義」「基本理念」「市の責務」「市民及び事業者の責務」「市及び事業者における障がい理由とする差別の禁止」「基本計画の策定」「取り組み状況の公表」「広報及び啓発」「相談体制の整備」「協議会の設置」「必要事項を別に定めるための委任規定」について定めています。

他の自治体の条文数は21から34ですが、山形市の条例は13と少ないものになっています。その理由は、山形市の場合、勧告や助言、あっせんなどの行政措置については盛り込んでいないためです。これは、さまざまな場面や問題があるた

めに、一律に定義することは難しいとの判断からのようです。山形市では、今後の法律の見直しなど社会情勢を踏まえて再検討することになっているとのこと。

他の自治体の場合は、勧告や助言、あっせんなどの行政措置などについても規定しているほか、配慮しなければならないことなどを具体的に明記したりしています。

以上のように、他の自治体では障害者差別解消法を受け、条例を制定し、施策を進めているところがあります。必ずしも条例を制定しなければならないわけではありませんが、条例を制定するという重みはあるのではないのでしょうか。

天童市でも、障がい理由とする差別解消を推進するための条例を制定する必要があると思いますが、山本市長のお考えをお伺いしたいと思います。

◎山本信治市長

障がい理由とする差別の解消を推進するための条例についての、障がい理由とする差別の解消を推進するための条例制定について申し上げます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が昨年4月に施行されました。この法律は、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指しております。

また、山形県では、昨年4月に、障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例が施行され、障がい理由とする差別の解消を推進し、共生する社会の実現に県民一体となって取り組むことを目指しております。

なお、県内では、山形市がことし4月に同様の条例を施行しております。

本市では現在、第3次障がい者プランの策定を進めております。本プランは、障がいのある人もない人もともに暮らす社会の実現を目指すものであり、第4次山形県障がい者計画や第七次天童市総合計画との整合性を図りながら、さまざまな課題や多様化するニーズに対応する基本的な施策の方向性を示したいと考えております。

このため、障害者差別解消法や県の条例に基づく差別解消の推進については本プランに位置づけ、市民や事業者に対する啓発活動などに取り組んでまいりたいと考えておりますので、条例に制定については現在のところ考えておりません。

◆三宅和広議員

質問事項の2番目、障がい理由とする差別の解消を推進するための条例について再質問させていただきます。

第3次障がい者プランを制定して取り組んでいきたいというような御回答だったと思いますが、この障がい者プラン、制定手続はどのようにとられる予定でしょうか。

◎小川博史健康福祉部長

お答え申し上げます。

このプランでございますが、障害者基本法に基づき策定するものでございます。先ほど申し上げましたように、県の上位計画、そしてまた天童市の総合計画、次期総合計画でございますが、こういったものと整合性を図りながらつくっていくという、いわゆる行政計画でございますので、これは今現在進めておりますが、市内の関係者の方々の御意見を伺う、そしてまたアンケート調査、あとパブリックコメントなどを行いながら策定をしていきたいと考えております。年内の完成を目指しているところでございます。

◆三宅和広議員

関係団体等にアンケート調査等を行い、それからパブリックコメントもとってということでございますが、国の法律である障害者差別解消法第3条で地方公共団体に求めている必要な施策を策定し実施することというもの、これは条例の制定まで求めているものではないというのは私も理解しています。ですけれども、条例を定めていけないというものではないわけなので、条例を定めた方がいいのではないのかなと思います。

というのは、条例と計画では重みが違うのではないのかなという気がします。市民を巻き込んだ活動を進める必要があるわけなんだろうと思いますが、議会が制定に関わる条例、こちらの方がより市民を巻き込むことができるのではないかな。それから、天童市として独自の条例を制定することによって、法律の趣旨をより徹底できて、目的を達成することができるようになるのではないかなと思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

◎小川博史健康福祉部長

お答え申し上げます。

ちょっと説明長くなりますが、障害者差別基本法でございますが、この中では、国民は、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならないということで、国民の責務を定めております。また、県の条例でございますが、県民及び事業者は、障がい及び障がい者についての理解を深めるとともに、県又は

市町村が実施する障がい理由とする差別を解消するための施策及び共生する社会の実現に向けた施策の推進に協力するものとする、県民等の役割を定めているということでございます。

このように、国・県において国民、そして県民の役割等々を定めております。そして、基本的には、こういう障がい者差別解消に係る理念というものがどちらでも同じ方向性で示されておりますので、計画よりも条例が上位にあるというのは我々も認めるところでございますが、やはり具体的に何をするか、どういった施策をするかというのはやはり計画だと考えております。

そういったことから、いわゆる法律、そしてまた県の条例、あとは県の上位計画に基づきまして、より具体的な計画を、天童市が今後行うべき計画をプランの中に明記していきたいと、このように考えております。

◆三宅和広議員

県の条例があって、それが基本理念のようなものを定めておいて、天童市で実施する実行段階のものは天童市で定める計画で定めていきたいというようなお考えだと思いますが、天童市においてもこういった基本理念を定めた条例があると思います。制度とか政策とか理念とか基本方針を示して、基本方針に沿った措置を講ずべきであるということを決めるのが基本法と言われておりますが、その基本法的なものが天童市においても実際にあるわけなんです、例えば天童市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例とか、中小企業振興条例、防犯推進条例、暴力団排除条例、地元産酒等による乾杯を推進する条例、こういったものがあります。

例えば、天童市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例は、条文の中身が、目的、基本理念、市の責務、市民の責務、歯科医療等関係者の責務、保健医療等関係者の責務、計画の策定、基本施策を定めています。

これを受けて、天童市では第二次健康てんどう 21 行動計画などを定めているのかなというふうに私は解釈したんですが、こういったものと同じように条例を定めて、それを受け計画を策定するというように規定をして、この条例を受けて障がい者プランというものが策定されるという方がよりすっきりするというか、はっきりするというか、明確になる、そのように感じるわけなんです、いかがでしょうか。

◎小川博史健康福祉部長

お答え申し上げます。

たしか2年前、中小企業振興条例の策定に携わった立場でございます。やはりこれも全くの基本理念でございます。天童市内の中小企業の振興をどうするかという立場から、基本的な施策を、いわゆる方向性を出しました。それに基づきまして、こちらの場合は特に計画はございません。個々の経済部のさまざまな施策の中で、年度年度の予算をつけていただきながらやっております。

ただ、今回の場合は、いわゆる条例はなくても、いわゆる国の障害者差別法がございますので、法律に基づくというのが一番大切だと思います。そしてまた今回は県の条例もございますので、より具体的に障がい者の差別を解消するにはどうすればいいのかと、いわゆる広報活動が一番中心になってくると思うんですが、そういったものを今後10年間の障がい者プランの中にしっかりと位置づけて、市民の方々、そして事業者の方々にも御理解いただくのがいいのかなと考えております。

そういった考え方から、現在のところは条例ではなくて、プランの方の策定を進めているというところでございます。

◆三宅和広議員

県の条例があるので市としては必要ないという御判断のようでございますが、私は個人的には、やはり天童市は天童市としての理念を明確にする条例を定めるべきではないのかなと思います。ぜひその辺のところは今後検討していただければよろしいのかなと思います。

7月に政和会で大分県別府市の方に視察に行つてまいります。別府市で定めている「障害のある人もない人も安心して暮らせる条例」、これは別府市では「ともに生きる条例」と言っているようでございますが、この「ともに生きる条例」について視察してくる予定でございます。視察内容についてお知らせしたいと思いますので、今後、その3次の障がい者プラン策定の際に利用していただければよろしいのかなと思います。

天童市でも、障がいを理由とする差別の解消を推進するための条例制定を前向きに御検討いただけることをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。